

2 安市民第 496 号  
令和 2 年 9 月 9 日

居宅介護支援事業所

介護予防支援事業所

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護事業所

(介護予防) 福祉用具貸与事業所 各位

安芸市市民課長

軽度者（要支援 1・2、要介護 1）に対する  
(介護予防) 福祉用具貸与の取扱いについて

日頃から、本市の介護保険行政にご理解いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、軽度者に対する（介護予防）福祉用具貸与につきましては、平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の第 2 の 9 (2)（以下 平成 12 年 3 月 1 日通知老企第 36 号第 2 の 9 (2)）により取扱いが示されているところです。

この通知では、軽度者の（介護予防）福祉用具貸与費は、その状態像から見て使用が想定し難い福祉用具（95 号告示第 25 号のイの対象外種目※別表 1 参照）については原則算定できないこととされています。ただし利用者の状態像等によっては、市町村が書面等で必要性を確認することにより、福祉用具等貸与費の算定が可能となる旨が示されています。この通知に関しては、令和元年 11 月 28 日開催の給付適正化研修で居宅介護支援事業所に対し、令和元年 12 月 12 日付の通知により福祉用具等貸与事業者に対し、それぞれ説明をしているところです。

しかし、この通知に従った適正な確認がなされないまま給付を受けていたケースがあり、必要性が確認できなかった対象者の福祉用具等貸与費について、給付を認めず、保険者の過誤申立により請求を取り下げました。

各事業所におかれましては、平成 12 年 3 月 1 日通知老企第 36 号第 2 の 9 (2) に従い適切な取扱いをしていただくよう、改めて周知します。また、市が書面等で必要

性を確認するものについては、市が確認した日以降の給付を認めることとします。

必要性の判断及び事前の届出が、居宅介護（介護予防）支援事業者によるため、居宅介護（介護予防）支援事業者が適正な手続きを怠ると、福祉用具等貸与事業者の給付が認められません。また、平成12年3月1日通知老企第36号第2の9(2)に基づき、福祉用具等貸与事業者においても軽度者への福祉用具等貸与費算定に当たり、該当性の判断のために居宅介護（介護予防）支援事業者等から認定調査票の必要な部分の内容が確認できる文書入手し、サービス記録と併せて保存しなければならないとされています。

一方で介護支援専門員は、指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準第13条22号により、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならないとされています。

上記のことから、居宅介護（介護予防）支援事業者と（介護予防）福祉用具貸与事業者が相互に確認し、軽度者への福祉用具貸与について、必要性を判断したうえで適切な対応をお願いします。

## 記

### ○要介護1の者等に係る指定福祉用具貸与費

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（H12.3.1 老企第36号第2の9(2)）

#### ① 算定の可否の判断基準

要介護1の者に係る指定福祉用具貸与費については、その状態像から見て使用が想定しにくい「車いす」、「車いす付属品」、「特殊寝台」、「特殊寝台付属品」、「床ずれ防止用具」、「体位変換器」、「認知症老人徘徊感知機器」、「移動用リフト（つり具の部分を除く。）」及び「自動排泄処理装置」（以下「対象外種目」という。）に対しては、原則として算定できない。また、「自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）」については、要介護1の者に加え、要介護2及び要介護3の者に対しては、原則として算定できない。しかしながら利用者等告示第三十一号のイで定める状態像に該当する者については、軽度者（要介護1の者をいう。ただし、自動排泄処理装置については、要介護1、要介護2及び要介護3の者をいう。以下(2)において同じ。）であっても、その状態像に応じて利用が想定される対象外種

目について指定福祉用具貸与費の算定が可能であり、その判断については、次のとおりとする。

ア 原則として次の表の定めるところにより、「要介護認定等基準時間の推計の方法」（平成 11 年厚生省告示第 91 号）別表第一の調査票のうち基本調査の直近の結果（以下単に「基本調査の結果」という。）を用い、その要否を判断するものとする。

イ ただし、アの(二)「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及びオの(三)「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者が判断することとなる。なお、この判断の見直しについては、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度（必要に応じて随時）で行うこととする。

ウ また、アにかかわらず、次の i) から iii) までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあっては、これらについて、市町村が書面等確実な方法により確認することにより、その要否を判断することができる。この場合において、当該医師の医学的な所見については、主治医意見書による確認のほか、医師の診断書又は担当の介護支援専門員が聴取した居宅サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法でも差し支えない。

i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に利用者等告示第三十一号のイに該当する者

(例 パーキンソン病の治療薬による ON・OFF 現象)

ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示第三十一号のイに該当することが確実に見込まれる者

(例 がん末期の急速な状態悪化)

iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第三十一号のイに該当すると判断できる者

(例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

注 括弧内の状態は、あくまでも i) ～ iii) の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎない。また、逆に括弧内の状態以外の者であっても、i) ～ iii) の状態であると判断される場合もありうる。

## ② 基本調査結果による判断の方法

指定福祉用具貸与事業者は、軽度者に対して、対象外種目に係る指定福祉用具貸与費を算定する場合には、①の表に従い、「厚生労働大臣が定める者」のイへの該当性を判断するための基本調査の結果の確認については、次に定める方法による。なお、当該確認に用いた文書等については、サービス記録と併せて保存しなければならない。

ア 当該軽度者の担当である指定居宅介護支援事業者から当該軽度者の「要介護認定等基準時

間の推計の方法」別表第一の認定調査票について必要な部分（実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分）の写し（以下「調査票の写し」という。）の内容が確認できる文書を入手することによること。

イ 当該軽度者に担当の指定居宅介護支援事業者がない場合にあつては、当該軽度者の調査票の写しを本人に情報開示させ、それを入手すること。

注) 上記本文中「利用者等告示第三十一号のイ」とあるのは、「95号告示第25号のイ」と読み替えること。

### ○指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）※抜粋

（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

第十三条 指定居宅介護支援の方針は、第一条の二に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

二十二 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。

### ○指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）3(7)㉔

### ○指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年三月十四日 厚生労働省令第三十七号）第三十条第二十四号

### ○指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について平成18年3月31日老振発第0331003号老老発第0331016号）第24(1)㉕

### ○95号告示第25号のイの対象外種目（別表1）